お客さま　各位

のと共栄信用金庫

ご注意ください！

預金口座の売買・譲渡・譲受・貸借は「犯罪」です

当金庫では、お客さまとの取引の安全を確保するため、金融犯罪の恐れがあると認められる場合には、警察等と連携のうえ、適切に対応いたします。

なお、口座の売買等や悪用されていることが判明した場合は、取引を停止させていただき、今後当金庫との取引をお断りさせていただきます。

＜次の行為を行った場合は、犯罪となります＞

1. 自分や他人名義の口座（通帳、キャッシュカード）を譲り渡す行為、譲り受ける行為
2. 他人に売却、譲り渡す目的で口座を開設する行為
3. 他人、架空名義の口座を開設する行為
4. インターネットバンキング等のログインＩＤ・パスワードの情報を譲り渡す行為、譲り受ける行為

ご理解とご協力をお願いいたします。